

富士市危険空家除却促進補助金について

<制度の概要>

名 称	富士市危険空家除却促進補助金		
目 的	市内の危険な空家の除却を促進し、安全で安心な暮らしの確保及び居住環境の保全を図ることを目的とする。		
対象となる空家 (危険な空家)	次のいずれかに該当する空家(一戸建ての住宅及び長屋に限る) 1 空家法第に規定する「特定空家等」(注1)のうち、著しく保安上危険となるおそれのある状態のもの 2 昭和56年5月31日以前に建築されたもので、「特定空家等」には至らないが、そのまま放置すれば周辺に危険を及ぼすおそれのあるもの(注2) ※ 1,2ともに市の基準により判定を行う。		
対 象 者	・所有者及びその相続人 ・本市に納付すべき市税を滞納していない者 ・空家法第に規定する勧告(注3)を受けていない者 など		
対 象 地 域	市内全域		
対象となる工事	危険空家の解体 危険な附属物の解体(市が認めたものに限る)		
補 助 額	区分	補助率	上限額
	基本額	工事費の1/2	30万円
	加算額 (住民税非課税の者)	工事費の1/10	20万円
実 施 期 間	令和5年度から2年間		
注 意 事 項	除却工事の着手前に事前の申請が必要		

注1 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態や著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家

注2 外装材の剥離、脱落又は破損等がみられ、そのまま放置すれば、危険を及ぼすおそれがある状態の空家

注3 「特定空家等」に関して、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置に対し、助言又は指導をした場合において、なお状態が改善されないと認めるときは、勧告することができる。

申請手順

